

男女がお互いを尊重し、

いきいきと暮らせる社会をめざして



厚木市では、平成 15 年に男女共同参画社会基本法に基づく計画として「厚木市男女共同参画計画」を策定して以来、男女共同参画の推進を市の最重要課題の一つとして位置付け、男女がお互いを尊重し、いきいきと暮らせる社会をめざして、様々な分野において取組を行ってまいりました。

本計画は、現行の計画期間が平成 24 年度で終了することを受け、これまで進めてきた諸施策の成果を踏まえつつ、今日の社会情勢から求められる新たな課題等への対応を図り、男女共同参画の取組を一層推進するため、現状を踏まえた実効性のある計画を目指して、現行計画を改定したものです。また、新たに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、近年増加傾向にある配偶者等からの暴力の根絶に向けた取組を強化する計画としました。

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした中、市民の誰もが安全で、安心して心豊かに暮らすことができる地域社会をつくることが何よりも大切であり、そのためには、市民一人一人の人権が尊重され、家庭、地域、職場などあらゆる場で性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

本計画では、「男女共同参画の意識づくり」、「男女の仕事と生活の調和」、「様々な分野における男女共同参画の推進」、「男女の心とからだを守る環境づくり」を基本方針としており、今後も市民の皆様や事業所等の方々と連携・協働し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいりますので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、厚木市男女共同参画計画推進委員会委員の皆様をはじめ各関係機関の皆様、アンケート調査などで貴重な御意見や御協力をいただきました多くの皆様に対しまして心から感謝申し上げます。

平成 25 年 3 月

厚木市長 小林 常良

目 次

I 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・1

1	これまでの経緯	2
2	厚木市の現状と課題	2
3	策定の趣旨	3
4	計画の構成	3
5	位置付け	4
6	計画期間	4
7	推進体制	5

II 計画の内容・・・・・・・・・・・・・7

1	体系図	8
2	方 針	
	方針1「男女共同参画の意識づくり」	10
	施策の方向（1）男女共同参画の理解を深める啓発・情報提供の充実	
	施策の方向（2）家庭や学校における男女共同参画の学習機会の充実	
	方針2「男女の仕事と生活の調和」	14
	施策の方向（1）男女が平等に働くことができる就労環境の整備	
	施策の方向（2）仕事と家庭・地域活動との両立支援	
	方針3「様々な分野における男女共同参画の推進」	18
	施策の方向（1）政策・方針決定過程などへの女性の参画促進	
	施策の方向（2）地域活動や職場における参画の推進	
	方針4「男女の心とからだを守る環境づくり」	22
	施策の方向（1）生涯を通じた男女の健康づくりの支援	
	施策の方向（2）ハラスメントを防止する啓発活動の充実	
	施策の方向（3）配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と被害者支援	
	施策の方向（4）様々な悩みに応える相談体制の充実	

III 付属資料・・・・・・・・・・・・・33

1	厚木市男女共同参画計画推進委員会設置規程	34
2	厚木市男女共同参画計画推進委員会委員名簿	35
3	厚木市男女共同参画庁内推進会議設置規程	36
4	厚木市男女共同参画計画策定の経緯	38
5	男女共同参画に関する年表	39
6	男女共同参画社会基本法	42
7	神奈川県男女共同参画推進条例	46
8	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	48

I 計画の基本的な考え方

1 これまでの経緯

厚木市では、平成 15 年 3 月に男女共同参画社会基本法に基づく計画として「厚木市男女共同参画計画」を策定し、「すべての人が尊重され、多様な生きかたを選択することが可能で、家庭、地域、職場などにおいても個人の能力を十分に発揮することができる社会」の実現と成熟を目標に、「男女が共に自立し、共生するための環境づくり」、「政策・方針決定過程への共同参画」、「多様な生きかたの選択を可能にする教育、学習機会の充実」、「仕事と家庭・地域活動の両立支援」などの方針を掲げ、様々な分野にわたる施策を推進してまいりました。

2 厚木市の現状と課題

平成 23 年度厚木市男女共同参画市民意識調査の結果からは、「男性は仕事」「女性は家庭」というような性別による役割分担意識について「そうは思わない」という人が前回調査（平成 19 年度）よりも 10.7 ポイントの増加、子育ては夫婦がともにすべきであると考えている人が 9 割を超え、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を進めていくことについて、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」という人の割合が 8 割近くとなるなど、これまでの男女共同参画の推進に一定の成果があったものと考えます。

しかしながら、一方では、次のような課題も指摘されています。

- 男女共同参画社会という言葉の認知度が低い、男女の地位の平等感が低いなどの調査結果から、男女共同参画についての意識啓発を充実させることが重要です。特に次代を担う世代が、性別を問わず個性と能力を十分発揮できる社会の実現に向けて、若い世代への意識啓発を充実させる必要があります。
- 職場における昇進・昇格などの面での男女の不均衡がある、育児休暇・介護休暇等の制度はあるが活用されにくい状況にある、日常的な家事分担は主に妻であるなどの調査結果から、働きたい人が性別にかかわらず、その能力を発揮できるよう各種の休暇制度を取得しやすい職場環境づくりや子育て支援の充実などにより仕事と生活の調和を進める必要があります。
- 女性管理職・審議会等の女性委員の登用割合が低いなどの調査結果から、あらゆる分野における女性の活躍を支援し、政策・方針決定過程への女性の参画を進める必要があります。
- セクハラ経験者のほとんどが女性で減少傾向が見られない、配偶者等からの暴力（DV）に関して相談することが少なく、DV に対する認識が低いなどの調査結果から、あらゆる暴力は重大な人権侵害であるという認識を持ち、暴力の防止と被害者の支援に取り組む必要があります。また、男女がお互いの身体の違いを理解し合い、思いやりを持ちながら、生涯を通じて健康を維持していくことも必要です。

3 策定の趣旨

男性も女性も互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化、育児・介護の負担増加、長時間労働によるひずみなど、現在、顕在化している様々な社会問題を解決するひとつの有効な方策であり、すべての人が生活しやすい環境づくりを支援することになるといえます。

厚木市では、現行の計画期間が平成 24 年度で終了することを受け、男女がお互いを尊重し、いきいきと暮らせる社会の実現を目標とし、市と市民とが協働で家庭、地域、職場などで取り組むことにより、男女共同参画の一層の推進を目指す、現状を踏まえた実効性のある計画として現計画を改定いたします。

4 計画の構成

厚木市の男女共同参画の状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決のため、次のとおり目標等を定めます。

(1) 目標

男女がお互いを尊重し、いきいきと暮らせる社会をめざします

家庭、地域、職場など、あらゆる場で男女がお互いに人権を尊重し、一人一人がいきいきと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

(2) 方針

目標を達成させるための基本的な方針として次の 4 項目を定めます。

- ・方針 1 「男女共同参画の意識づくり」
- ・方針 2 「男女の仕事と生活の調和」
- ・方針 3 「様々な分野における男女共同参画の推進」
- ・方針 4 「男女の心とからだを守る環境づくり」

(3) 施策の方向

方針に基づいて具体的な施策を推進するため「施策の方向」を設けます。

- 1 - (1) 男女共同参画の理解を深める啓発・情報提供の充実
- 1 - (2) 家庭や学校における男女共同参画の学習機会の充実
- 2 - (1) 男女が平等に働くことができる就労環境の整備
- 2 - (2) 仕事と家庭・地域活動との両立支援
- 3 - (1) 政策・方針決定過程などへの女性の参画促進
- 3 - (2) 地域活動や職場における参画の推進
- 4 - (1) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援
- 4 - (2) ハラスメントを防止する啓発活動の充実
- 4 - (3) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と被害者支援
- 4 - (4) 様々な悩みに応える相談体制の充実

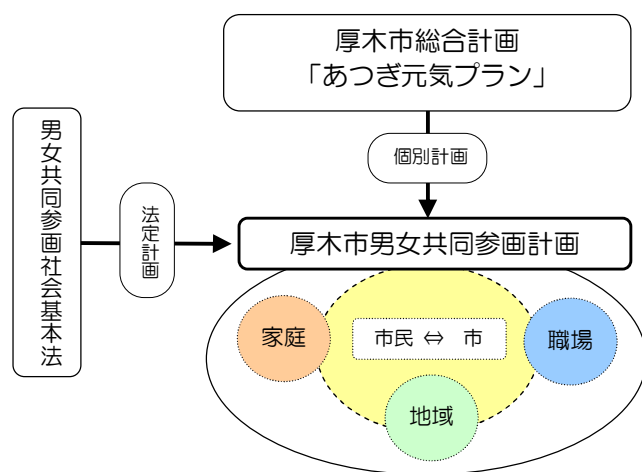
(4) 市の取組・市民の取組

「方針」に基づく「施策の方向」を実行するために、市と市民がそれぞれの役割や責任を自覚し、共に役割を担い合い、協力して取り組む内容について具体的に挙げます。

5 位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項で市町村が定めるよう規定された法定計画であり、かつ厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」を実現するための個別計画として位置付けられるものです。

なお、本計画の「配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と被害者支援」の取組は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置付けました。



6 計画期間

この計画の期間は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の変化に応じ、見直しが必要と判断される場合は、計画期間内でも見直しを行います。

7 推進体制

(1) 計画推進のための市民組織の設置

男女共同参画社会の実現に向けては、さまざまな立場の方々から意見を伺いながら本計画を推進していく必要があります。

このため、本計画の総合的な推進を図るため、学識経験者、関係団体の代表、公募による市民を委員とする「厚木市男女共同参画計画推進委員会（以下「委員会」という。）」を設置します。

委員会においては、施策の現状の評価や意見及び今後の施策についての提言などをいただき、関係各課、関係機関等との連携を図りながら、男女共同参画に関する施策を着実に推進します。

(2) 庁内における計画の推進体制の充実

男女共同参画に関する施策を着実に推進し、本計画が実行性のあるものにしていくためには、その基盤となる庁内の推進体制と進捗状況の点検・評価体制が重要です。

また、年度ごとの関連する施策の進捗状況調査や施策の評価をすることにより、計画の着実な推進を図る必要があります。

厚木市では、庁内の連絡調整機関として、関係各課等長を委員とする「厚木市男女共同参画庁内推進会議（以下「庁内会議」という。）」を設置し、全庁をあげてさまざまな施策を計画的に推進します。

(3) 実施事業計画の策定及び進行管理の実施

前述の目標及び方針に基づく施策の方向をより具体的に実施するため、次により実施事業計画を策定し、市と市民が一体となり、家庭、地域、職場などで男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んでいきます。

ア 実施事業計画内容等の設定

策定に当たっては、各施策の方向ごとに関係各課と調整しながら、具体的な取組内容や指標を設定します。

イ 実施結果の把握

各課と調整し、設定した取組内容や指標について、各年度ごとに実施結果について調査し、達成状況を把握します。

ウ 評価・点検

実施結果について、取りまとめた一覧について、委員会で評価・点検を実施します。

その際には、各取組ごとの評価及び各施策の方向ごとの評価を実施します。

エ 関係各課への周知

評価結果については、庁内会議で報告するとともに関係各課へ周知します。

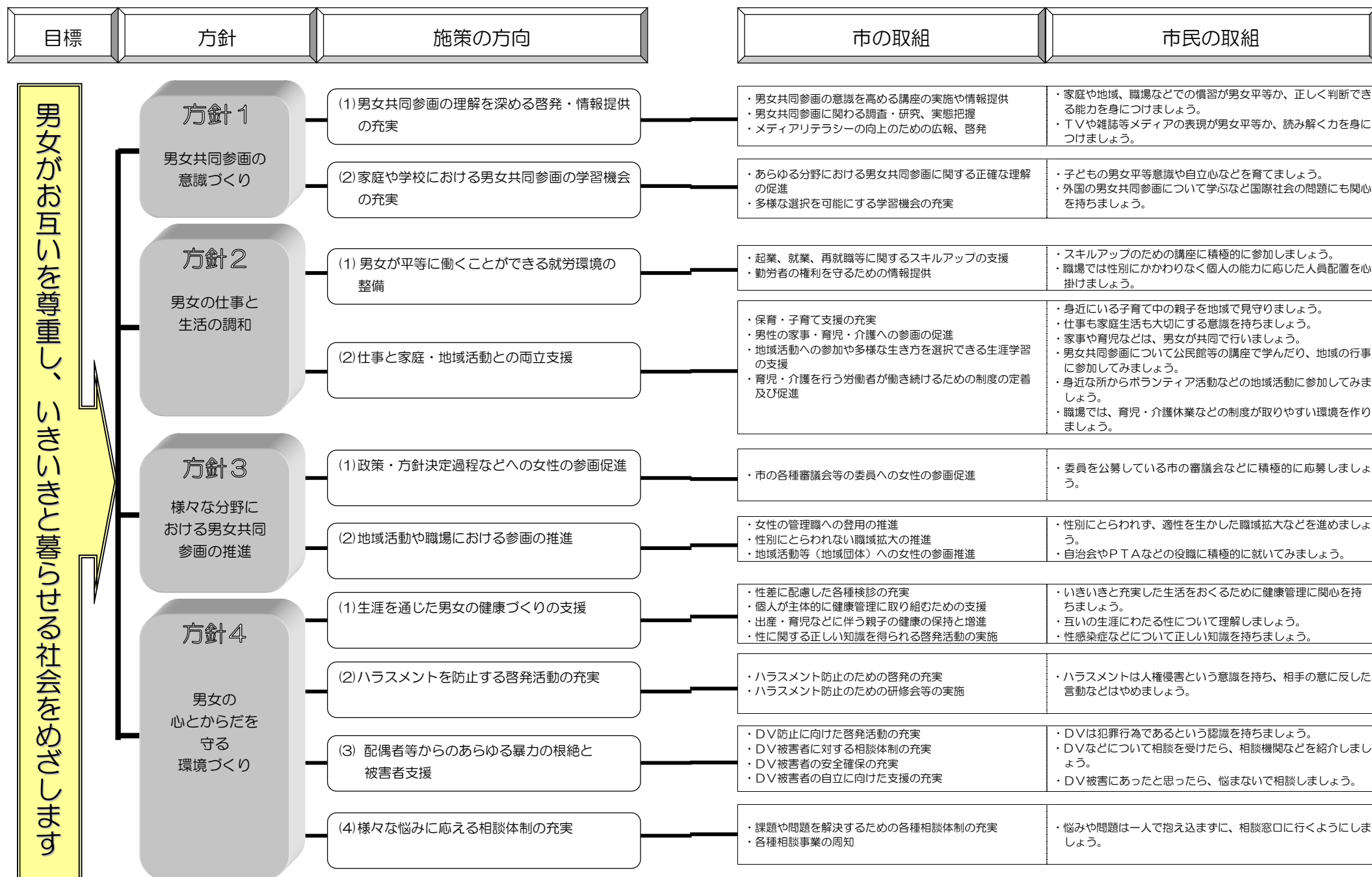
オ その他

実施事業計画については、原則として、計画期間と同様に5年間とします。

なお、事業の変更などがあった場合には、計画内容を修正します。

II 計画の内容

1 体 系 図



方針1「男女共同参画の意識づくり」

施策の方向(1)

「男女共同参画の理解を深める啓発・情報提供の充実」

男女共同参画社会を実現するためには、男性も女性もお互いを尊重しつつ、責任も分かち合いながら、性別により差別されことなく、多様な生き方を選択できる機会が確保されることが必要です。

しかし、社会通念や慣習上の男女の不平等感や、「男は仕事、女は家庭」というような性別による役割分担意識^{*1}は根強く、「男女共同参画」という言葉もいまだ認知度が低いのが現状です。

そのため、講座の実施や、情報誌発行、市民協働により地域での啓発活動を行うなど、「男女共同参画意識向上」への取組を推進し、言葉の認知度を高め、一人一人の意識にまで浸透することを目指します。

また、男女共同参画の意識づくりを進める上で、現在、一部メディアやインターネットなどに見られる女性や子どもの人権を侵害するような表現や、CMやドラマの中での固定的役割分担意識の刷り込みなどに気づき、情報を自分の価値観で収集、正しく判断し、かつ必要に応じて適切に発信する能力（メディアリテラシー）を向上させる取組を推進します。

家事、育児、介護などのアンペイドワーク（無償労働）は、社会生活上欠かせない労働でありながら、その評価が低かったり、負担が女性に偏りがちな傾向が見られます。アンペイドワークが適正に評価されるような啓発を推進し、家庭内でも男性と女性が共に助け合うという考えと行動が必要です。

市の取組

- 男女共同参画の意識を高める講座の実施や情報提供
- 男女共同参画に関わる調査・研究、実態把握
- メディアリテラシーの向上のための広報、啓発

市民の取組

- 家庭や地域、職場などでの慣習が男女平等か、正しく判断できる能力を身につけましょう。
- TVや雑誌等メディアの表現が男女平等か、読み解く力を身につけましょう。

方針1 男女共同参画の意識づくり

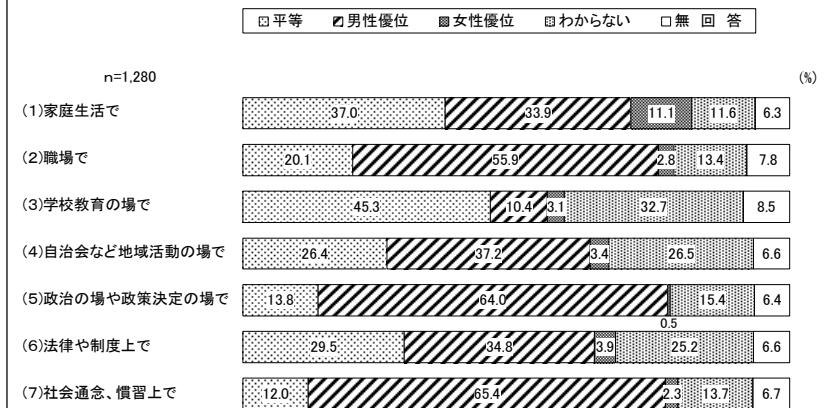
あつぎの現状 ～その1～

男女の地位の平等感

「家庭生活で」、「職場で」、「学校教育の場で」、「自治会など地域活動の場で」、「政治の場や政策決定の場で」、「法律や制度上で」、「社会通念、慣習上で」の7分野で男女の地位の平等感について意識調査を行いました。

男女の地位が「平等」と感じる人が最も多いのは、【学校教育の場で】(45.3%)。次に多いのは【家庭生活で】(37.0%)、【法律や制度上で】(29.5%)という状況になっています。

図表1 男女の地位の平等感



* 厚木市「男女共同参画市民意識調査」(平成23年度)より作成

※1 性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること（意識）をいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

※2 男女共同参画社会

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことをいいます。

施策の方向(2)

「家庭や学校における男女共同参画の学習機会の充実」

次代を担う子どもたちが、性別にかかわらず自らの個性と能力を発揮して、自分の望む将来像を目指して成長するためには、幼い頃から男女共同参画を学び、正しく理解することが重要です。

そのため、学校・家庭・地域と相互に連携し、男女平等を推進する教育の充実に努めます。

学校では、子どもの発達段階に合わせて、人権の尊重、男女の平等、ワーク・ライフ・バランス※3などの大切さを指導できるよう、教職員を対象とした研修の充実に努めます。

家庭においても、保護者自らが男女共同参画の意識を持った上で、子どもと会話をしたり、進路を決める際、個性に応じた性別にとらわれない選択の助言ができるよう、保護者を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供します。

また、視野を広げる意味で、外国の男女共同参画や日本の現状について学ぶ機会の充実に努めます。

市の取組

- あらゆる分野における男女共同参画に関する正確な理解の促進
- 多様な選択を可能にする学習機会の充実

市民の取組

- 子どもの男女平等意識や自立心などを育てましょう。
- 外国の男女共同参画について学ぶなど国際社会の問題にも関心を持ちましょう。

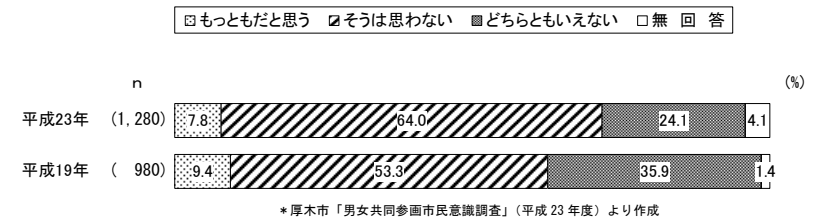
あつぎの現状 ～その2～

性別による役割分担意識と男女の地位の平等感

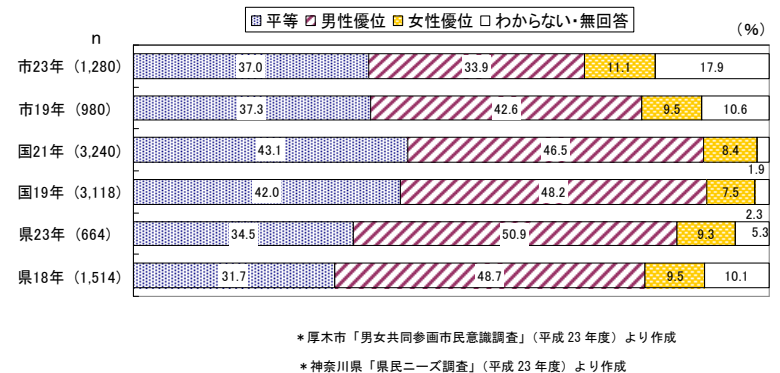
性別による役割分担意識は「そうは思わない」(64.0%)が6割半ばと最も高く前回調査と比較して10.7ポイント増加しており、性別役割分担意識は変化しています。

一方、家庭生活における男女の地位の平等感は、「男性優位」と感じている割合が前回調査と比較し8.7ポイント減少していますが、男女が「平等」と感じている割合は県より高いものの、国の結果より低い状況となっています。

図表2 性別による役割分担意識—前回調査との比較



図表3 男女の地位の平等感—家庭生活中で—国、県、前回調査との比較



※3 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和ともいいます。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができる状態をいいます。

方針2 「男女の仕事と生活の調和」

方針2 男女の仕事と生活の調和

施策の方向(1) 「男女が平等に働くことができる就労環境の整備」

就業で得る賃金は家計の主な収入源であり、就業条件が生活水準を左右しがちです。また、職場というのは労働者が一日の大半の時間を過ごす、身体的、精神的に影響の大きい重要な場であります。

職場が男性にとっても女性にとっても働きやすく、自己実現の場として有意義な環境であり、かつ、職を求める人が性別にかかわらず就労できる雇用環境が確保されていることは、男女共同参画社会の実現に不可欠な要素です。

しかし、現在は、性別の違いによる賃金、待遇、雇用の格差や、女性の「M字カーブ問題^{※4}」、長時間労働の課題など労働者が不利な立場に置かれている状況が多く見られ、不安定な雇用の現況が消費意欲や生きる意欲、幸福感をも低下させ、経済全体のみならず家庭生活にも大きな打撃を与えています。

性別や立場にかかわらず、就労を希望する人がその職を得て、自分の個性と能力を発揮していきいきと働くことができる一助として、就労支援講座の受講の促進、労働者の権利である各種労働法の周知に努めます。

また、「M字カーブ問題」の解消に向けて、女性の継続就業、再就職、起業支援の取組を推進します。

市の取組

- 起業、就業、再就職等に関するスキルアップの支援
- 勤労者の権利を守るための情報提供

市民の取組

- スキルアップのための講座に積極的に参加しましょう。
- 職場では性別にかかわらず個人の能力に応じた人員配置を心掛けましょう。

男女の雇用格差について

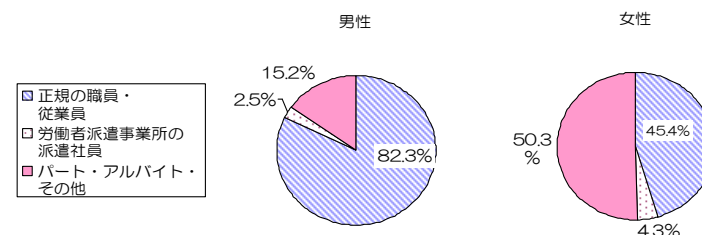
平成22年度の国勢調査の結果から、15歳以上の労働者の雇用形態の内訳を見ると「正規の職員・従業員」が全体の65.8%、「労働者派遣事業者の派遣社員」が3.3%、「パート・アルバイト・その他」が30.9%となっています。

男女別に見ると、男性は「正規の職員・従業員」が全体の82.3%と最も高いですが、女性は「パート・アルバイト・その他」が全体の50.3%と過半数を占め最も高くなっています。

「正規の職員・従業員」の占める割合で比べると男女比は1.8:1で約半分。男女の雇用における格差は小さくないといえます。

図表4 15歳以上の労働者の雇用形態別内訳—男女別

性別	正規の職員・従業員	労働者派遣事業者の派遣社員	パート・アルバイト・その他
男性	82.3%	2.5%	15.2%
女性	45.4%	4.3%	50.3%
全体	65.8%	3.3%	30.9%



※総務省統計局「平成22年国勢調査 産業等基本集計結果」より作成

※4 M字カーブ問題

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをM字カーブといいます。

これは、結婚や出産を機に退職・離職する女性が多く、子育てが一段落すると再び就労、再就職をする特徴があるため、子育て期における女性の労働力率の低下の問題をM字カーブ問題といいます。

労働力率とは15歳以上の人口に占める労働力人口の割合のことをいいます。

労働力率(%) = $\frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上の人口 (労働力状態「不詳」を除く。)}} \times 100$
(労働力人口とは、就業者と完全失業者を合わせた人のことをいいます。)

施策の方向(2) 「仕事と家庭・地域活動との両立支援」

現在、日本の就労環境は、一部の人間に仕事が集中し長時間労働を強いられる労働者と、働きたくても働く場がなかったり、非正規雇用として不安定な立場に置かれてしまう労働者と「働き方」の二極化が起きています。

長時間労働は、心と身体のバランスを崩してしまう人や、育児や介護との両立に悩み離職を余儀なくされる人を増やし、男性にとっても女性にとっても働きづらい環境を作り出します。

また、従来の役割分担意識に基づいた女性に偏った育児負担や不安定な雇用による生活不安から出産をためらう傾向や、少子高齢化に伴う介護問題も子ども世代の負担になりつつあります。

若者から高齢者まで、また、男性も女性も多様で柔軟な働き方を選択でき、人生の各段階に応じて仕事、家庭生活、地域活動、趣味やボランティア等、様々な活動を自らが希望して取り組める、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現した社会は、誰もがいきいきと暮らせる社会の実現につながります。

市の取組

- 保育・子育て支援の充実
- 男性の家事・育児・介護への参画の促進
- 地域活動への参加や多様な生き方を選択できる生涯学習の支援
- 育児・介護を行う労働者が働き続けるための制度の定着及び促進

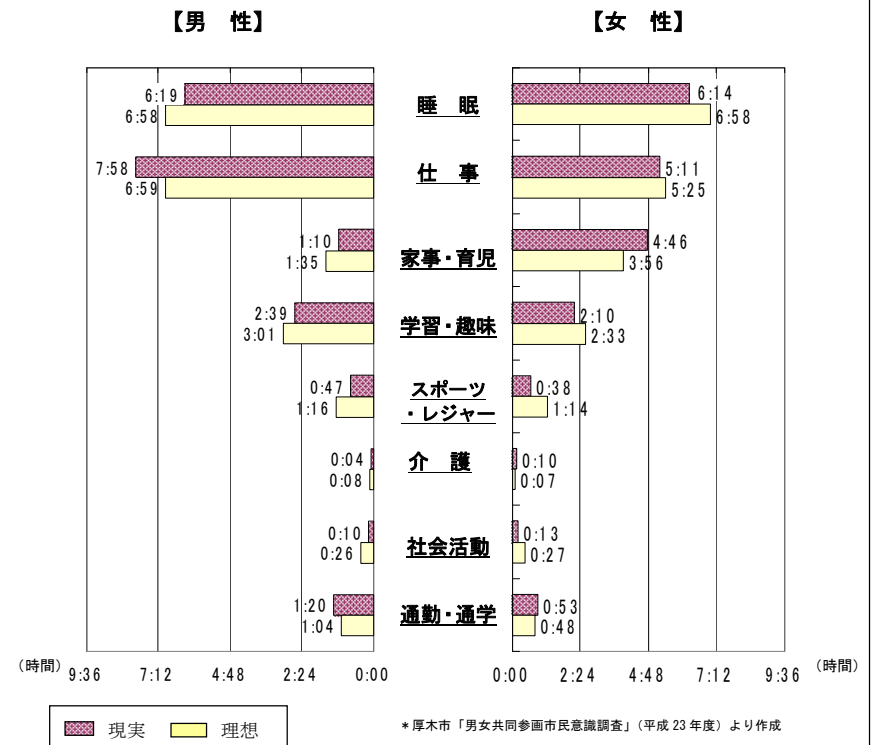
市民の取組

- 身近にいる子育て中の親子を地域で見守りましょう。
- 仕事も家庭生活も大切にする意識を持ちましょう。
- 家事や育児などは、男女が共同で行いましょう。
- 男女共同参画について公民館等の講座で学んだり、地域の行事に参加してみましょう。
- 身近な所からボランティア活動などの地域活動に参加してみましょう。
- 職場では、育児・介護休業などの制度が取りやすい環境を作りましょう。

あつぎの現状 ～その3～ ワーク・ライフ・バランスの理想と現実

「あなたの現在の生活時間と希望する（理想と思う）おおよその配分をお知らせください（平日）」という設問に対して、寄せられた回答が以下のデータです。

図表5 生活時間の配分についてー理想と現実の隔たり



このグラフから、希望より現実に費やしている時間が多いと感じている生活時間は、男性は「仕事」「通勤・通学」で、女性は「家事・育児」「介護」「通勤・通学」といえます。

また、現実に費やしている時間が希望より少ないと感じている生活時間のうち、最も多いものは、男女共に「睡眠」でした。

男女共に、「通勤・通学」時間が多く、男性は「仕事」の負担、女性は「家事・育児」「介護」の負担が大きく、「睡眠」時間が足りないと感じている傾向があります。

方針3 「様々な分野における男女共同参画の推進」

施策の方向(1)

「政策・方針決定過程などへの女性の参画促進」

近年、政治・経済・社会など様々な分野への女性の参画は拡大していますが、政策方針決定過程への女性の参画はまだまだ低調な現状があります。

男女が意思決定過程に平等な立場で積極的に参画し、共に責任を担いながら多様な意見を出し合っていくことは男女共同参画のあるべき姿ともいえ、特に行政分野において、市民の意見を反映させる市の審議会等委員に男女が平等に参画することで、多様な意見を反映した暮らしやすいまちづくりが実現します。

女性の社会進出や活躍する場の拡大は社会全体の活性化を促します。そのための新たな制度づくりや仕組みの見直しは、女性だけでなく男性にとってもより良い生活環境の整備につながります。

市の取組

- 市の各種審議会等の委員への女性の参画促進

市民の取組

- 委員を公募している市の審議会などに積極的に応募しましょう。

方針3 様々な分野における男女共同参画の推進

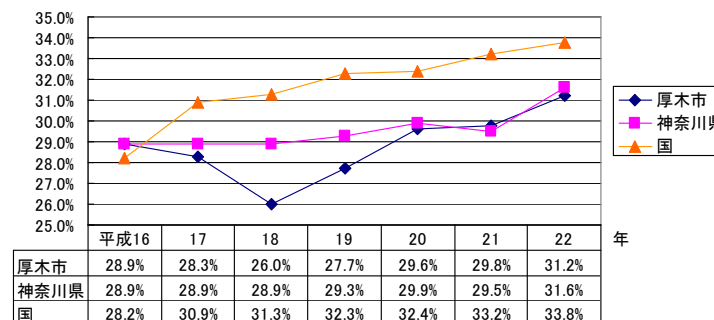
審議会等への女性の参画率の推移

「国」、「神奈川県」及び「厚木市」の各種審議会等委員の女性比率の推移について平成16年から平成22年までを見えます。

国は2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を設定しています。

厚木市も「各種審議会等委員の男女の比率を同じとするよう努める」として、女性の登用率の上昇を目指しています。

図表6 審議会等における女性委員の割合—国、県、市の比較



* 国 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成

* 県 県民局「男女共同参画年次報告書」より作成

施策の方向(2)

「地域活動や職場における参画の推進」

地域活動における女性の参画は、様々な社会問題の解決を地域で取り組む必要性が高まっている今、より重要な意味を持ちます。

地域活動の現状は、参画している女性がいるはずなのに、その長である職には男性が就くという傾向が多く見られ、「役職などは男性がやるもの」という意識の表れにも見えます。

男性も女性も意識改革に努め、自治会、PTA等地域活動における方針決定の場に女性自らが積極的に参画できる環境づくりを推進します。

また、地震等自然災害に見舞われやすい日本の現状を踏まえ、災害発生時から復興に至る過程における諸問題を検討するため、防災復興対策への女性の参画を推進します。

また、雇用分野においても女性の参画を推進する中で、市が率先して女性の管理職への登用に努めていきます。

市の取組

- 女性の管理職への登用の推進
- 性別にとらわれない職域拡大の推進
- 地域活動等（地域団体）への女性の参画推進

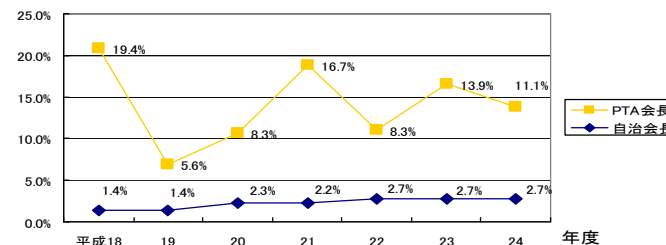
市民の取組

- 性別にとらわれず、適性を生かした職域拡大などを進めましょう。
- 自治会やPTAなどの役職に積極的に就いてみましょう。

地域活動等における女性リーダーの現状

厚木市の地域活動のうち、自治会長とPTA会長における女性の割合を見えます。

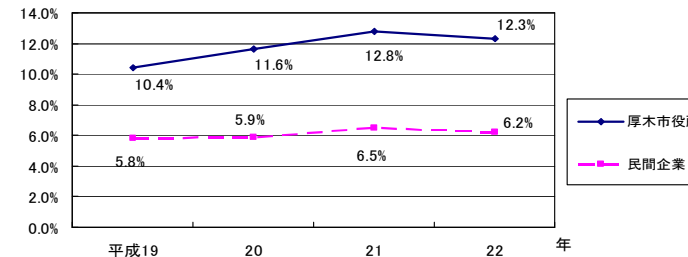
図表7 自治会長、PTA会長（小中学校）における女性の割合



厚木市役所と民間企業（従業員100人以上）の管理職における女性の比率を見えます。

民間企業は課長相当職以上を管理職としました。これは、ジェンダーエンパワーメント指数（GEM）※5の算出方法（法人団体等における指導的地位とは課長相当職以上の者とする）を踏まえたものです。

図表8 就労分野の管理職における女性の割合－厚木市役所、民間企業



* 民間企業 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

どの分野の方針決定過程にも、女性の比率が低いのが現状です。

※5 ジェンダーエンパワーメント指数（GEM）

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指数をいいます。GEMは、主に能力を活用する機会に着目し、具体的には、国会議員に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出します。

方針4 「男女の心とからだを守る環境づくり」

施策の方向(1) 「生涯を通じた男女の健康づくりの支援」

健康は、明るく充実した日々を送るために欠かせない条件であり、男女共同参画の実現も健康的な生活の上にこそ成り立つものと考えます。

生涯を通じた健康づくりの支援のために、男女の身体的違いなど互いのからだの特性を理解し、思いやりを持って生活することが必要です。

そのためには、個人が健康管理に関心を持ち、主体的に健康の保持・増進を図ることが望ましく、その一助として、各種検診を積極的に受診することや、若い世代が発達段階に応じた性に関する正しい知識を得られるような啓発を推進します。

市の取組

- 性差に配慮した各種検診の充実
- 個人が主体的に健康管理に取り組むための支援
- 出産・育児などに伴う親子の健康の保持と増進
- 性に関する正しい知識を得られる啓発活動の実施

市民の取組

- いきいきと充実した生活をおくるために健康管理に関心を持ちましょう。
- 互いの生涯にわたる性について理解しましょう。
- 性感染症などについて正しい知識を持ちましょう。

方針4 男女の心とからだを守る環境づくり

がん検診受診率

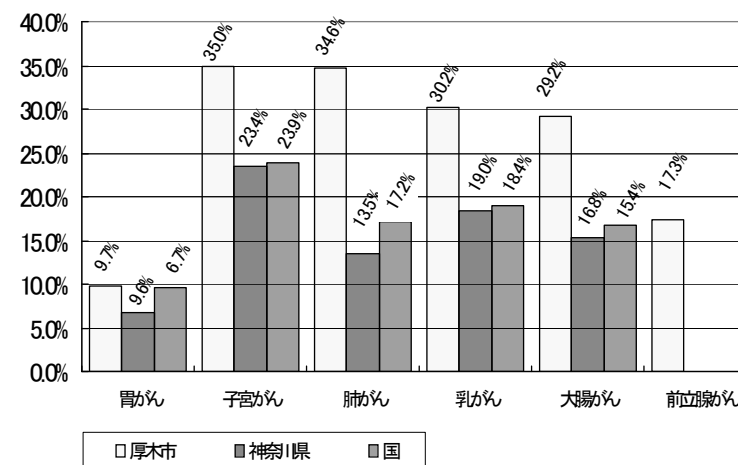
平成22年度の「国」「神奈川県」「厚木市」の各種がん検診の受診率を見えます。

がんは、日本において1981(昭和56)年から死亡原因の第1位ですが、診断・治療技術の進歩により、早期発見・治療が可能になってきています。

がん対策の有効な手段としてがん検診がありますが、厚木市は全国的に見て概ね高い受診率です。

がんによる死亡者を減少させるために、がん検診の受診率をより一層向上させることが必要と考えます。

図表9 がん検診受診率(平成22年度) 一国、県、市の比較



施策の方向(2)

「ハラスメントを防止する啓発活動の充実」

近年は様々な場面でのハラスメントが指摘されています。

特に、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント※6は、職場で多く発生するハラスメントであり、被害者の心に深い傷を残すだけでなく、職場の人間関係を損なうなど、業務に支障が生じかねません。被害者が精神的・肉体的に追い込まれる可能性も高く、被害の未然防止や行為者に対する厳正な対処等の環境整備が必要です。

すべてのハラスメントは重大な人権侵害です。一人一人が相手の意に反した言動を取らないよう心掛け、周囲でハラスメントをする人を見掛けたらやめさせるなどの取組が必要です。人権意識を高め、ハラスメントを起こさない環境をつくる啓発活動の充実に努めます。

市の取組

- ハラスメント防止のための啓発の充実
- ハラスメント防止のための研修会等の実施

市民の取組

- ハラスメントは人権侵害という意識を持ち、相手の意に反した言動などはやめましょう。

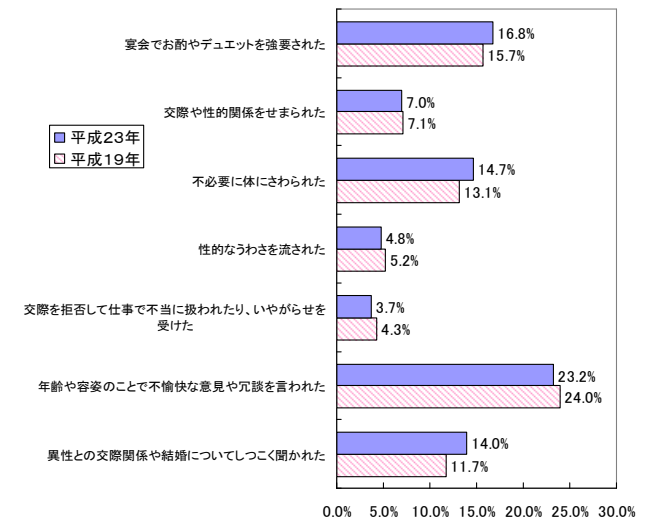
あつぎの現状 ～その4～

セクシュアル・ハラスメントの実態

「あなたは、次のような行為について、セクシュアル・ハラスメントだと感じた経験はありますか」という設問に以下のような回答がありました。

前回調査結果と比べ、多少の増減は見られるものの大きな変化はなく、一定の割合でセクハラ被害を受ける人がいることがわかります。

図表 10 セクシュアル・ハラスメントの実態—前回調査との比較



* 厚木市「男女共同参画市民意識調査」(平成23年度)より作成

※6 パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

パワー・ハラスメントは法的な裏付けがありませんが、平成24年3月、厚生労働省は「職場のパワー・ハラスメントの予防・解決に向けた提言」の中で、その概念を発表し、判断材料となる事例(行為類型)を挙げています。

施策の方向(3)

「配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と被害者支援」

配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的な暴力（ドメスティック・バイオレンス※7以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力により被害を受ける身体的・精神的苦痛は計り知れません。

家族への虐待や配偶者等への暴力は、家庭内で行われることが多いため問題が潜在化しやすく、また、同時に多くの問題を抱えている場合が多いことから、発見された時点では、被害が深刻な事態になっている場合も少なくありません。

このような状況から、その解決に向けて、一つ目として、DV防止に向けた啓発活動を充実させるため、広報あつぎやホームページなどを活用してDV防止についての啓発、また、暴力の加害者や被害者になることを防止する観点から、若年層を対象とした、交際相手からの暴力（デートDV）への理解を深めるため予防啓発を推進いたします。

二つ目として、DV被害者に対する相談体制を充実させるため、DV被害者のプライバシーに配慮した安心して相談できる相談環境の整備を図るとともに、DV被害者の安全確保や自立支援をするためのDV被害者支援対応マニュアルを作成いたします。また、迅速・円滑な被害者支援をするための関係機関とのネットワーク会議を随時開催し、連携を強化いたします。そして、相談員及び職員の資質向上のための積極的な国・県等による研修等の受講や対応技術や知識のスキルアップを図ります。

三つ目として、DV被害者の安全確保を充実させるため、保護施設への入所に際しては、DV被害者の安全の確保をするとともに、状況に応じて県や一時保護施設及び警察との連携を図り、迅速な保護と緊急一時保護した被害者の心身のケアや退所後の生活などについて、被害者が安定した生活が送れるよう一時保護施設と連携の強化を図ります。

四つ目として、DV被害者の自立に向けた支援の充実のため、DV被害者の状況に応じた自立支援制度に関する情報提供など被害者の立場に立った支援の充実と、被害者の子どもが安心安全に生活できるよう学校や保育所などの関係機関と連携の強化を図ります。

なお、本市では、本計画を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画として位置付け、被害者が相談しやすい体制をつくり、配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と被害者支援に努めます。

市の取組

- DV防止に向けた啓発活動の充実
- DV被害者に対する相談体制の充実
- DV被害者の安全確保の充実
- DV被害者の自立に向けた支援の充実

市民の取組

- DVは犯罪行為であるという認識を持ちましょう。
- DVなどについて相談を受けたら、相談機関などを紹介しましょう。
- DV被害にあったと思ったら、悩まないで相談しましょう。

【DVの代表的な形態】

身体的暴力	殴る、蹴る、タバコの火を押し付ける、包丁で切り付けるなど
精神的暴力	暴言を吐く、脅かす、家から締め出す、人前で侮辱するなど
性的暴力	性行為を強要する、ポルノを見せたりする、避妊に協力しないなど
経済的暴力	生活費を渡さない、外で働くことを妨害する、洋服などを買わせないなど

※7 ドメスティック・バイオレンス（DV）

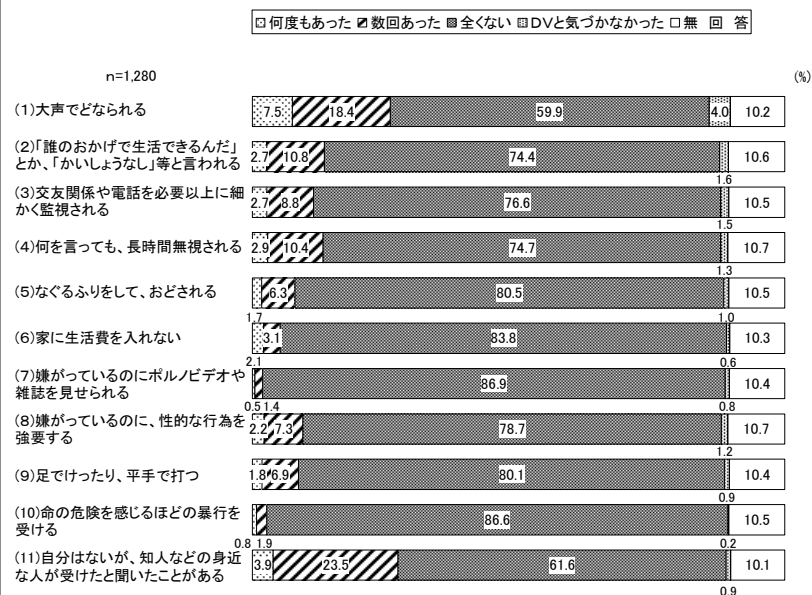
配偶者（元配偶者、事実上婚姻関係と同様な事情にある者）や恋人など親密な者から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力をいいます。

あつぎの現状 ～その5～ DVの体験について

DVの体験は、「数回あった」は【大声でどなられる】(18.4%)が2割近くで最も高く、「何度もあった」(7.5%)と合わせた『あった』(25.9%)は2割半ばで、他の項目と比べ高くなっている。

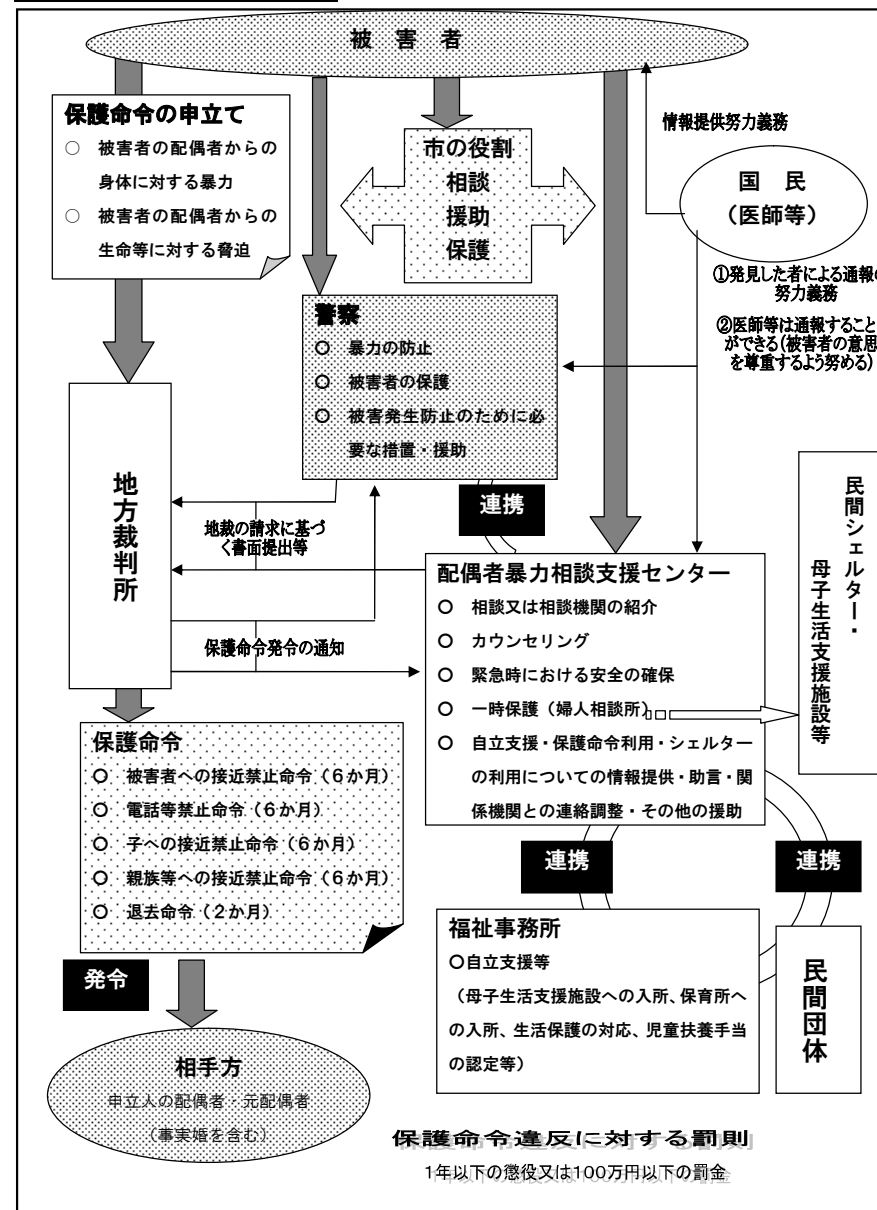
また、【自分はないが、知人などの身近な人が受けたと聞いたことがある】が『あった』(27.4%)は3割近くとなっている。

図表11 DVの体験について



* 厚木市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成23年度)より作成

DV防止法の概要(チャート)



参考：内閣府男女共同参画局発行「STOP THE 暴力」

施策の方向(4)

「様々な悩みに応える相談体制の充実」

物事がうまくいかず、どうしてよいか迷い苦しむ「悩み」を放置しておくとは身体のバランスを崩しかねず、心と身体の健康を害する結果を招く可能性があります。

心を軽くする方策の一つに、一人で悩まず周りの人に話してみることや、専門家に相談することが挙げられます。誰かに相談することで、気持ちの切替えができたり、思いがけない解決の糸口が見つかるかもしれません。

悩みは、各人の立場に合わせた対応が必要であり、男性も女性もすべての人がいきいきと明るい毎日を過ごせるために、様々な相談体制の充実に努めます。

市の取組

- 課題や問題を解決するための各種相談体制の充実
- 各種相談事業の周知

市民の取組

- 悩みや問題は一人で抱え込まずに、相談窓口に行くようにしましょう。

厚木市の相談窓口

市民相談	市民生活における様々な悩みごと等に市民相談員や市職員が相談に応じています。また必要に応じて、更に専門的な相談窓口等を案内します。	市民協働推進課 ☎225 局 2100
人権相談	人権にかかわる困りごとや心配ごとを人権擁護委員が面接又は電話で相談に応じています。	人権男女参画課 ☎225 局 2215
福祉総合相談	福祉全般の相談に応じています。	厚木市社会福祉協議会 ☎225 局 2947
高齢者・介護相談	高齢者福祉サービスや介護について、福祉相談員が面接又は電話で相談に応じています。	高齢福祉課 ☎225 局 2220
障害者総合相談	身体障がい・知的障がい・精神障がいなどのある方やそのご家族が生活する上で困っていることなど様々な相談に応じています。	障害者総合相談室 ゆいはあと ☎225 局 2904
DV相談・児童虐待相談	児童虐待・DVについて福祉相談員が相談に応じています。	こども家庭課 ☎225 局 2244
女性相談・女性法律相談	女性の抱える様々な問題に対し、女性自ら悩みを解決し、主体的な生き方を選択できるよう支援しています。	人権男女参画課 ☎221 局 0123
青少年の教育相談	青少年やその保護者等が抱える悩みや問題に対して来所・電話・電子メールによる相談に応じています。	青少年教育相談センター ☎221 局 8080
健康相談	市内各地で保健師が心や体の健康に関する相談に応じています。	健康づくり課 ☎225 局 2201
こころの健康相談	臨床心理士が、面接又は電話でこころの相談をお受けします。ご家族についての相談や匿名での相談にも応じています。	
乳幼児健康相談	0歳から就学前までのお子さんの育児相談や栄養相談に応じています。	
育児についての相談	子育て家庭や、これから子育てを始める家庭の保護者の相談に保育士が応じています。	こども育成課 ☎225 局 2922
就職支援相談	就職活動の進め方から、履歴書の添削や模擬面接まで、相談者の要望に合わせて相談に応じています。	産業振興課 ☎225 局 2585
勤労者のための法律相談	弁護士が、労働問題を中心に、勤労者の生活上のトラブル等の法律相談に応じています。	
働く人のための心の悩み相談	勤労者の心の不安や職場における心の健康管理についてカウンセラーが面接相談に応じています。	

III 付属資料

1 厚木市男女共同参画計画推進委員会設置規程

(設置)

第1条 男女共同参画社会の成熟を目指す厚木市男女共同参画計画（以下「計画」という。）の総合的な推進を図るため、厚木市男女共同参画計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 計画に係る調査・研究に関すること。
- (3) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 厚木市男女共同参画計画推進委員会委員名簿

(任期：平成23年6月1日～平成25年5月31日)

役 職	氏 名	選出区分
委員長	下 孝一	学識経験者
職務代理	大原 俊子	公募による市民
委 員	倉崎 祥子	学識経験者
委 員	鈴木 万里	
委 員	井上 美智代	関係団体代表
委 員	古長 重幸	
委 員	佐藤 浩	
委 員	杉田 八重子	
委 員	松尾 美智代	公募による市民
委 員	塩川 一美	
委 員	新留 充志	

3 厚木市男女共同参画庁内推進会議設置規程

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の成熟を目指す男女共同参画計画の推進を図るため、厚木市男女共同参画庁内推進会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 男女共同参画施策に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (4) 男女共同参画社会の推進に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長、副会長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(意見聴取)

第6条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、会長が庁内会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

厚木市男女共同参画庁内推進会議委員

役 職	職 名
会 長	市民協働推進部次長
副会長	人権男女参画課長
委 員	職員課長
委 員	行政経営課長
委 員	子育て家庭相談担当課長
委 員	こども育成課長
委 員	保育課長
委 員	高齢福祉課長
委 員	健康づくり課長
委 員	産業振興課長
委 員	社会教育課長
委 員	学校教育課長

4 厚木市男女共同参画計画策定の経緯

開催年月日	項 目
平成 23 年 10 月 20 日 ～11 月 4 日	厚木市男女共同参画市民意識調査 ・市民 3,000 人対象に男女共同参画に関する意識調査実施。課題等抽出。
平成 24 年 5 月 30 日	第 1 回厚木市男女共同参画計画推進委員会開催 ・厚木市男女共同参画計画の策定について ・計画の体系、目標、方針等について
平成 24 年 7 月 31 日	第 2 回厚木市男女共同参画計画推進委員会開催 ・計画の方針に対する施策の方向、市の取組、市民の取組等について
平成 24 年 8 月 31 日	第 1 回厚木市男女共同参画庁内推進会議開催 ・計画の方針に対する施策の方向等について
平成 24 年 9 月 27 日	第 3 回厚木市男女共同参画計画推進委員会開催 ・厚木市男女共同参画庁内推進会議のフィードバック ・厚木市男女共同参画計画（案）について
平成 24 年 10 月 31 日	第 2 回厚木市男女共同参画庁内推進会議開催 ・厚木市男女共同参画計画（案）について
平成 24 年 12 月 19 日	第 4 回厚木市男女共同参画計画推進委員会開催 ・厚木市男女共同参画計画（案）のパブリックコメント実施について
平成 25 年 1 月 4 日 ～2 月 3 日	厚木市男女共同参画計画（案）のパブリックコメント実施

5 男女共同参画に関する年表

年	世界	国	県	厚木市
昭和 50 1975	「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	総理府に婦人問題企画推進本部を設置		
昭和 52 1977		「国内行動計画」策定	「婦人問題懇話会」設置	
昭和 54 1979	「女子差別撤廃条約」採択			
昭和 55 1980	「国連婦人の 10 年中間年世界会議」開催（コペンハーゲン）			厚木市総合計画で「婦人の社会参加への対応」を明確化
昭和 57 1982			「かながわ女性プラン」策定 「県立婦人総合センター」（現かながわ女性センター）開館 「かながわ女性会議」発足	「厚木市婦人会館」（現あつぎパートナーセンター）を開館
昭和 60 1985	「国連婦人の 10 年最終年世界会議」開催（ナイロビ） 「ナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 「国籍法」施行		国連婦人の 10 年最終年記念講演会開催
昭和 61 1986		「男女雇用機会均等法」施行		「婦人の意識と行動に関する意識調査」実施
昭和 62 1987		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	「新かながわ女性プラン」策定	「婦人行政元年」と位置付け婦人問題懇話会設置
平成元 1989				男女共同参加型社会の形成をめざす行動計画「あつぎ女性プラン 2 1」を策定 女性情報誌「女と男の再発見」発行
平成 2 1990				「男女共同参加型社会の形成をめざす厚木市民意識調査」実施

年	世界	国	県	厚木市
平成 3 1991		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定		
平成 4 1992		「育児休業法」施行		
平成 5 1993		「パートタイム労働法」施行		
平成 6 1994		総理府に男女共同参画室・男女共同参画審議会を、内閣に男女共同参画推進本部を設置		
平成 7 1995	「第 4 回世界女性会議」開催 「北京宣言・行動綱領」採択	改正「育児・介護休業法」施行（一部、平成 11 年 4 月施行） ILO156 号条約批准		
平成 8 1996		「男女共同参画 2000 年プラン」策定		企画部に女性政策課設置
平成 9 1997			「かながわ女性プラン 21」策定	「男女共同参画社会に関するアンケート」実施
平成 10 1998				女性行動計画「あつぎパートナープラン」策定
平成 11 1999		改正「男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行		機構改革により女性政策課を市民部に変更
平成 12 2000	国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク）	「ストーカー規制法」施行 「男女共同参画基本計画」策定		
平成 13 2001		「DV 防止法」施行		
平成 14 2002		改正「育児・介護休業法」施行（一部、平成 13 年 11 月施行）	「神奈川県男女共同参画推進条例」施行	「男女共同参画社会に関するアンケート」実施
平成 15 2003			「かながわ男女共同参画推進プラン」策定	「厚木市男女共同参画計画」策定

年	世界	国	県	厚木市
平成 16 2004		改正「DV 防止法」施行		女性政策課を男女共同参画課に課名変更
平成 17 2005	第 49 回国連婦人の地位委員会「（北京＋10）閣僚級会合」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」（第 2 次）策定 改正「育児・介護休業法」施行		機構改革により男女共同参画課を市民協働部に変更
平成 18 2006			「かながわDV被害者支援プラン」策定	
平成 19 2007		「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 改正「男女雇用機会均等法」施行		「厚木市男女共同参画市民意識調査」実施
平成 20 2008		改正「パートタイム労働法」施行 改正「DV 防止法」施行	「かながわ男女共同参画推進プラン（第 2 次）」策定	
平成 21 2009			「かながわDV被害者支援プラン」改定	男女共同参画課を人権男女参画課に課名変更し、協働安全部に変更
平成 22 2010	第 54 回「国連婦人の地位委員会（北京＋15）閣僚級会合」開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」（第 3 次）策定 改正「育児・介護休業法」施行（一部、平成 24 年 7 月施行）		
平成 23 2011				「厚木市男女共同参画市民意識調査」実施
平成 24 2012				機構改革により人権男女参画課を市民協働推進部に変更

6 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年6月 23 日法律第 78 号)

最終改正:平成 11 年 12 月 22 日法律 第 180 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

２ 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- ２ 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- ３ 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- ４ 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２ 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第二百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

7 神奈川県男女共同参画推進条例

神奈川県男女共同参画推進条例をここに公布する

平成 14 年 3 月 29 日
神奈川県知事 岡崎 洋

神奈川県条例第8号

神奈川県男女共同参画推進条例

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(男女共同参画を推進するための理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する理念（以下「条例の理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図るものとする。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

- 第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止等)

- 第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。

(情報を読み解く能力の向上)

第9条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。

(男女共同参画の推進に関する届出等)

- 第10条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。
- (1) 事業者の名称及び代表者並びに所在地
 - (2) 事業所の名称及び所在地並びに主たる業種
 - (3) 常時使用する従業員の数及びその男女別の数
 - (4) 職務区分別の常時使用する従業員の数及びその男女別の数
 - (5) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びにその男女別の数
 - (6) 従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況
 - (7) 業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況
 - (8) セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況
 - (9) その他規則で定める事項
- 2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項の規定により届出があった事業者から必要な報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第12条 知事は、第10条第1項の規定により事業者から届出があった事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が著しく不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあるときは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

(情報の提供)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を県民及び事業者に積極的に提供するものとする。

(施策又は事業についての提案等の申出)

- 第14条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

(審議会への諮問)

第15条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、同年10月1日から施行する。
- (附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。別表知事の項神奈川県統計報告調整審議会の項の次に次のように加える。

神奈川県 男女共同参画審議会	男女共同参画の推進に関する重要事項及び神奈川県男女共同参画推進条例(平成14年神奈川県条例第8号)第14条第1項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理につき知事の諮問に応じ調査審議しその結果を報告し、又は意見を建議すること。	12人 以内
-------------------	--	-----------

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)
最終改正:平成19年7月11日法律第113号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則 (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切な迅速処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）に、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるのは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

厚木市男女共同参画計画

平成 25 年 3 月発行

発 行	厚木市
企画・編集	市民協働推進部 人権男女参画課
〒243-8511	厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号
T E L	(0 4 6) 2 2 5 - 2 4 5 4
F A X	(0 4 6) 2 2 3 - 8 4 3 2
U R L	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/
